

<研究ノート>

頼清徳政権期台湾における「二重の正統性」と国会改革問題

田上智宜

1 はじめに

台湾では2024年5月、それまで8年間総統を務めた蔡英文を引き継ぐ形で、同じ民主進歩党（以下、民進党）の頼清徳が総統に就任した。頼清徳政権は、議会運営に関して就任直後から困難な状況に直面することになる。野党が提出した国会改革関連法案の是非をめぐって与野党は全面的に対立し、政治は混乱を極めた。また、この混乱は議会内だけにとどまらず、この改革案に反対する民衆が立法院（国会）周辺で大規模な集会を何度も繰り広げ、青島行動という名称で呼ばれるようになったこの運動は、連日メディアで大きくとりあげられた。

事の発端は、立法院で多数を占める中国国民党（以下、国民党）と台湾民衆党（以下、民衆党）が、立法院の権限を拡大する法律改正案を成立させようとしたことに対し、与党・民進党の議員が反発したことにある。特に問題とされたのは、大きく分けて法案の内容そのものに関する点と、立法をめぐる民主主義的手続きに関する点の2つであった。法案の内容に関しては、人事同意権、国会調査権、国会侮辱罪などの内容が、行政府に対する立法府の権限を過度に拡大するものになっているのではないかという懸念であった。また、民主主義的手続きの観点からは、審議の過程が非常に短時間であり、強い反対の声があったにもかかわらず採決が強行されたこと、さらには採決の直前まで改正案の詳細が明らかでなかったことなど、本来あるべき手続きを踏まえていないという批判があった。

国会改革に関する議論そのものは以前から存在しており、今回の改革案のなかには、これまで民進党

の議員が提出したものと重なる内容のものも少なからずあった。にもかかわらずなぜ与野党の対立は深刻化、なおかつ長期化してしまったのか。また、国会改革関連法案の件が過ぎ去っても、それ以外の法案や予算をめぐって対立が先鋭化するという状況が現在に至るまで続いているのはなぜなのか。その背景として最も重要なのは、2024年1月の選挙結果によって誕生した頼清徳政権が、総統の所属する政党と議会で多数を占める政党が一致しない分割政府となったことである。

総統選挙、立法委員選挙の結果は、民進党政権の継続を支持しつつも、議会では過半数を与えずに権力を牽制するという有権者のバランス感覚を示していると考えられる（小笠原2024）。これは、台湾の有権者が長期政権や一党独裁的な状況を避け、異なる政治勢力の間で権力を分散させようとする意図の表れとも解釈できる。その結果、民進党は政権を維持したものの、議会では野党が多数を占め、相互に牽制し合う関係が生じた。しかし、まさにそれが故に政策決定のプロセスは複雑化し、政治の混乱が広がっている。議論を先取りして言えば、分割政府となった場合、議会に対する総統の権力は弱く、議会は総統に対して協調的行動を選択するインセンティブは少ない。そのため、社会を二分するような高度に論争的な議題が出現したときに、議会多数派である野党からすると、与党に対して対立的な行動を選択するのが合理的ということになる。しかし一方で、野党が強い反対を押し切って議決を強行した場合、これに反対している側からすると、野党の行動は民意を無視した暴挙と映るのである。

これは「二重の正統性」に起因する問題である。

Linz (1990) は、大統領制のもとでは、国民は大統領と議会のそれぞれを直接選出することにより、民主主義が不安定になりやすいと論じた。大統領と議会が対立すると双方が正統性を主張するため、政治的対立は深まり、統治の停滞を招きやすいというのである。議員内閣制では首相は議会多数派によって選出されるため、通常は議会と緊密に連携するのに対し、大統領制では大統領と議会がともに国民の直接選挙によって選出されるため、それぞれが独自の正統性を持ち、独立した行動を取りやすい。立法院と行政府の間で権力が融合している議院内閣制では行政府と立法院の連携が強く、政策決定を効率的に行うことができる一方、大統領制では両者の権力が分立しており相互の抑制と均衡が強調されるが、その反面、政策の停滞や対立が生じやすい。

実際に、大統領制を採用した新興民主主義国家のなかには政治が不安定化し、権威主義体制へと逆戻りしたケースも少なくないが、同じ大統領制であっても安定的に民主主義が存続している国もある。これについて Mainwaring and Shugart (1997) は、制度設計によって「二重の正統性」の影響は異なるとする。大統領制といっても多様なパターンがあり、大統領と議会の権限の強さや政党システムの違いが民主主義の安定性に影響を与えていることを示した。

そこで本稿では、まず、頼清徳政権期の台湾において「二重の正統性」がどのように行政府と立法院の対立を深刻化させるのかを、政治制度、とりわけ大統領と立法院との関係に着目して検討する。そのうえで、国会改革をめぐる一連の問題を題材に、「二重の正統性」に起因する政治の停滞を解決するメカニズムがどのように機能しているのかを考察する。

2 国会改革案をめぐる混乱

国会改革自体は以前から議論されており、決して新しいものではない。これまでも与野党を問わず多くの修正案が提出され、今回の国会でも国民党や民衆党だけでなく、民進党からも修正案が出されてい

る。それにもかかわらず、以下に挙げる点で与野党は激しく対立することとなった。

今回の改革案で問題とされたのは、主に「総統国家情勢報告」、「国会侮辱罪」、「国会調査権」、「国会聴聞権」、「人事同意権」であった。それぞれについて簡単にみておこう¹⁾。まず総統国家情勢報告は、立法院による総統職権の監督を強化し、政策審議の仕組みを拡充するものであり、以下のような内容となっていた。総統は毎年3月1日に立法院で国家情勢報告を行わなければならない。新しく就任した総統は就任後2週間以内に国家情勢報告書を提出し、就任後1か月以内に国家報告を行う必要がある。また、重要な政策議題がある場合、立法院は総統に対し国家情勢報告を求める決議を行うことができ、総統は「即問即答」(その場で即時的に質疑に応じる)しなければならない。

国会侮辱罪は、立法院の監督機能を強化するため次のように法制化するものである。質疑を受ける者は、任意での欠席や回答の拒否、資料提供の拒否をしてはならず、回答内容は質疑の範囲を超えてはならない。また、逆質問をしてはならず、虚偽の陳述を行った場合には刑事責任を問われる可能性がある。これらの規則に違反した場合、2万元以上20万元以下の罰金が科される。

国会調査権は、立法院が調査委員会や特別調査チームを設置し、議案や立法委員の職権に関わる事項について調査権および資料の請求権を行使できる、また、政府機関、軍部、法人、団体、または関係者に対し、関連資料の提出を求めることができる、というものである。資料の提出を拒否すると1万元以上10万元以下の罰金が科される。そして、国会聴聞権は、聴聞会を開催ことができ、招致された者は正当な理由なく出席を拒むことはできないというものであるが、証言拒否の場合は1万元以上10万元以下の罰金が、さらに虚偽の陳述を行った場合には刑事罰が科される。

人事同意権については以下のようになっている。副総統の補選、総統および副総統の弾劾、監察院・

1) 争点については以下を参考にした。

「國會改革法案三讀通過！5大重點細節，一表看懂法案未來可能走向」聯合新聞網 2024年5月29日，<https://udn.com/news/story/123475/7995860> (2024年12月1日確認)

(表) 2024 年総統選挙, 立法委員選挙結果

2024 年総統選挙				
総統・副総統候補 政党	頼清徳・蕭美琴 民進党	侯友宜・趙少康 国民党	柯文哲・呉欣盈 民衆党	
得票率	40.05 %	33.49 %	26.46 %	
2024 年立法委員選挙				
政党	民進党	国民党	民衆党	無所属
獲得議席	51	52	8	2
政党票得票率	36.16 %	34.58 %	22.07 %	—

出所) 中央選挙委員会のデータから筆者作成。

司法院・考選院の正副院長などの人事指名において、立法院の同意を必要とし、公聴会を開催することが求められる。審査期間は1か月以上としなければならない。院会に送付された後、立法委員による記名投票で決定する。

立法院職権行使法および刑法の修正法案は、立法院外部での抗議活動と立法院内部における与野党の激しい衝突があったものの、国民党・民衆党の賛成多数により5月28日に可決された。これに対して与党が採り得る対抗策は、再議請求と違憲審査の2通りである。後述するように、通常再議請求をしたとしてもその結果は覆らない。この時もやはり原案通りとなり、法律は施行されることとなったが、同時に違憲審査へと進んでいく。これによって、国会改革の是非は司法の手に委ねられることになったのである。

3 台湾の執政制度と「弱い」総統

3.1 分割政府となった頼清徳政権

台湾の執政制度は、総統(大統領)とは別に首相に相当する行政院長がおかれており、一般的には半大統領制に分類される(松本 2010=2021, 徐, 呂 2002)。総統の任期は4年であり、直接選挙によって選出される。2024年1月13日に行われた直近の総統選挙では民進党の頼清徳が当選し、5月20日に就任式を迎えた。一方、総統選挙と同時に行われた立法委員選挙において民進党は過半数の議席を獲得することができず、少数与党として議会を運営し

ていくことになった。立法委員選挙の結果は、以下の表に示した通り、国民党 52 議席、民進党 51 議席、民衆党 8 議席、無所属 2 議席となっている。なお、無所属で当選した2名も国民党に近い議員であるため、民進党が協力を得ることを望める状況にはない。

Mainwaring and Shugart (1997) が論じているように大統領制の中でも特に分割政府になると政治的対立が激化しやすい。台湾では1996年に初めて総統直接選挙が実施され、それ以来現在に至るまで計8回の総統選が行われているが、執政党が立法院で少数となり難しい政権運営を迫られる状況は過去にも発生したことがある。陳水扁政権時代の2000~08年は一貫して与党・民進党が立法院で過半数を占めることはできず、人事や予算案の承認において立法府と行政府はたびたび対立した。

3.2 第三勢力としての民衆党

次に、今期の立法院のなかで重要なカギを握ることになった民衆党について説明しておきたい。台湾は1980年代までは国民党政府による事実上の一党独裁であったが、民主化運動を経て1986年に初めての野党である民進党が誕生し、90年代以後の政党政治は国民党と民進党の二大政党を軸に展開されてきた。政治的な立場を分けているのはナショナル・アイデンティティや統一/独立問題であった(若林 2008)。これまでも第三勢力を目指す動きはあり、「新党」や親民党など一時的に議席を増やした政党もあったが²⁾、二大政党の構図を崩すには至らなかつ

2) 「新党」は政党名。1993年に当時総統であった李登輝を中心とする国民党主流派に反発したグループが、党を

た。

選挙制度の面からみると、小選挙区比例代表並立制であり、日本の衆議院選挙に近いものとなっている³⁾。2008年の選挙制度改革によって小選挙区制が導入されたのに加え、大統領選挙と立法委員選挙が同時に実施されるようになったことで、立法院では二大政党以外の第三勢力が議席を伸ばすのは難しくなった。実際、2024年の立法委員選挙でも、小選挙区に関しては国民党が支援する無党籍の2名を除いては、全て国民党籍もしくは民進党籍となった。一方、総統は直接選挙によって選ばれるため、国民的人気のある政治家が出現すれば、二大政党以外の候補者でも当選する可能性は十分に出てくる。2024年の総統選挙において旋風を巻き起こしたのが民衆党の柯文哲であり、敗れはしたものの善戦し26.46%の票を獲得した。

柯文哲は外科医から「政治素人」として政界に進出し、2014年から22年まで台北市長を務めた人物である。19年に彼を中心として結成したのが民衆党である。「台湾民衆党」という名称は、日本統治期の台湾における自治運動の担い手であった蔣渭水らが作った組織の名称そのものである。蔣渭水の実想は日本の植民地統治への抵抗から生まれた漢族中心の台湾ナショナリズムであるとともに、彼は同時代の中国大陸に出現した孫文の革命思想にも共感していた。そのため台湾政治の両陣営にとって好意的に受け入れられている人物であり、柯文哲は自分の姿を蔣渭水のイメージに重ね合わせた⁴⁾。

2024年の選挙において民衆党は、従来の総統選挙ではつねに中心的テーマとなったアイデンティティやイデオロギーの話題は避け、「藍緑を乗り越える」として古い政治の打破をアピールした。また、旧来のマスメディアではなく若い世代が使うSNSを積極的に駆使するという戦略をとった。その結果、与党である民進党には批判的だが保守的なイデオロギーの国民党にも賛同できない若年層の支持を多く得て躍進し、立法委員選挙では比例区において8議席

を獲得した。国民党、民進党とも単独では過半数に達しなかったため、民衆党は二大政党の間でキャスティングボートを握ることになった。

2024年2月から始まった第11期立法院では、民衆党が民進党、国民党の双方と取引をしつつ影響力を発揮するのではないかとの見方もあったが、そのような予想に反して、はじめから国民党と協力して与党・民進党との全面対決の姿勢をとる。そのため、多くの局面において、野党連合(国民党、民衆党)は与党・民進党の反対を押しきって法案を可決させることが可能となった。頼清徳政権からすると、民衆党が完全に国民党と歩調を合わせることで、次節でみるように立法院に対して「弱い」総統となることを意味した。

3.3 「弱い」総統と立法院の関係

台湾では総統の権力が過大であると論評されることも多い。これは主に総統が行政院長に対して強い力を持っているためそのような評価になっていると考えられる。それでは、台湾において、総統は議会に対してどの程度強い権限を有しているのか。粕谷(2010)は、Shugart and Carey (1992)の指標に依拠して、大統領制または半大統領制を採用しているアジア諸国における大統領の議会に対する強さについて論じている。ここでは、(1) 包括拒否権、(2) 部分拒否権、(3) 大統領令発布の権利、(4) 予算案への議会による修正の制限、(5) 国民投票発議権、の5点について点数化している。その結果としては、包括拒否権、部分拒否権は持たないが、大統領令の権限がある、予算修正規制の規定がある、議会解散権を限定的に持っている、ということで立法権限の強さに関してはアジア諸国のなかでは中程度の大統領となっている。松本(2010)によると、台湾の総統は立法院との関係において「強い」総統となるには、与党内でのリーダーシップを発揮することによって行政院長を自身の忠実な代理人にできるかにかかっている。ただし、それは与党が議会の多数派を占め

脱退して結成した。親民党は、2000年の総統選挙で国民党の公認を得られず無所属で立候補した榮楚瑜が中心となって同年設立された。

3) 正確には、原住民枠が別に用意されており、こちらは中選挙区制によって選出される。

4) 柯文哲が「台湾民衆党」という名称を選んだ意図とその意義に関しては家永(2024)に詳しい。

る統一政府によってのみ可能となるという。

台湾の総統が有している大統領令発布の権利は、実際にこれを行行使するには制度上の制限が強いものとなっている。憲法の規定によると、総統は国家あるいは国民が緊急危難に遭遇するのを防ぎ、もしくは財政経済上の重大事に対応するために緊急命令を発布することができるが、10日以内に立法院に送付して追認を受けなければならず、もし立法院が不同意の場合は、ただちに緊急命令は失効するとなっている（追加修正条文第2条第3項）。そもそも極めて限定的な状況下においてしか認められていないのに加え、分割政府のもとでは議会からの協力を得るのは相当に難易度が高く、今回のようなケースにおいては、頼清徳政権が大統領令発布による立法権限を行行使するのはほぼ不可能である。

また、総統は議会の解散権を持つてはいるが、これは立法院で行政院長の不信任案が議決された場合にのみ、行政院長が総統に立法院の解散を申請することができるようになってきている（追加修正条文第2条第2項第3号）。しかし、立法院の多数派からすると、政党として次の選挙で過半数がとれないリスク、また議員個人としても落選するリスクがあるなかで、あえて立法院の解散につながる行政院長不信任の議決という選択をするインセンティブはほとんどない。そのため、未だかつて実際に解散にまで至ったケースはない。

問題なのは、このような分割政府状態による政治の停滞を解決する仕組みが制度的に非常に弱いという点である。フランスの半大統領制では、与党が単独過半数を取れなかった場合、異なる党派に属する大統領と首相が共同で政権運営にあたるコアピタシオン（保革共存）と呼ばれる慣行がある。これは、大統領によって指名された首相が議会の承認を得なければならないためであるが、台湾の行政院長は総統が任命し、議会の承認を必要としない。そのため、野党議員のなかから行政院長が任命されることも通常はないのである⁵⁾。

厳格な権力分立の考えに基づく大統領制を採用す

るアメリカにおいても、分割政府となり行政府と立法府の対立が深まることがたびたびある。ただし、アメリカは政党規律が弱く、所属政党の方針とは異なる投票をするクロス・ボーティング（交差投票）が可能であるため、大統領は議会で多数を占める野党の議員に対し多数派工作をすることで法案の成立を目指すことができる。そのため、分割政府であっても重要な立法は可能であり、必ずしも政策の停滞に至るわけではない（Mayhew 1991）。しかし、日本と同様に政党規律が強い台湾においては、クロス・ボーティングはほとんど起こりえないため、台湾の行政府は分割政府になると政策の停滞を打開することがより困難となるのである。

ところで、台湾の権力分立のあり方は通常の民主主義国家における三権分立とはやや異なっている。それは中華民国建国時のリーダーである孫文が提起した五権分立の考え方に基づいて制度設計が行われてきたためである。五権とは行政、立法、司法に、考試と監察の2つが加わる。考試とは、公務員試験の実施や人事行政に関する業務のことであり、監察とは、行政監督と弾劾に関わる任務である。現在でも考試院、監察院は存続しているが、1990年代の憲政改革によって立法院の権限が強化され、三権分立に近づくように整理される方向にある。

立法院の権限拡大を意図した今回の国会改革案のなかで特に議論となったものに国会調査権の問題があった。これは特に従来から監察院が有していた権限と重なるものであることから争点の1つとなった。また、高官の人事同意権は、以前は監察院が持っていたが1992年の憲法修正によって立法院に移されたものであるが、そこには行政院長のほか司法院正副院長や司法院大法官も含まれており、これはまさに今回の違憲審査後の政治において争点となっている。

5) 過去、コアピタシオンに最も近い例としては、陳水扁政権初期に国民党籍の唐飛を行政院長に任命したことがあったが、この時の唐飛は党員資格を停止し、個人として行政院長就任を受諾した。国民党が連立内閣に参加したということではない。

4 「二重の正統性」問題の克服

4.1 行政府／立法院間での解決

行政府と立法院との間で法案をめぐる対立が起こった際に、これを両者間で解決するための制度設計について整理しておこう。まず、一部の大統領制や半大統領制の国家では、議会通过した法案や予算案に対し大統領の拒否権が認められている。例えば、アメリカでは大統領に法案への包括拒否権が認められており、大統領がこえを発動すると、差し戻された法案を議会で可決されるには3分の2以上の賛成が必要となる。しかし、台湾の総統に包括的もしくは部分的、いずれの拒否権も認められていない。

台湾では憲法の規定上、立法院で議決された法案、予算案、条約案に関して行政院による再議請求が可能となっている（増加修正条文第3条第2項第2号）。通常立法院で法案が通過すると、総統はこれを受け取ってから10日以内に公布しなければならないが、行政院がこれを実行するのは難しいと考えた時は、行政院は総統の許可を得て再議請求をすることができる。ただし、再議請求は制度として認められているものの、再議決の要件は2分の1以上の賛成であり、通常その結果は覆らない。

また、行政府と立法院のより全般的に対立を解決する手段として総統には院際調停権が与えられている。憲法に規定されている院際調停権とは、五院（立法院、行政院、司法院、監察院、考試院）間で争議が生じた場合、総統は各院の院長と招集し、協議を通じて争議を解決することができるものである（第44条）。しかし、実際にはこの院際調停権によって総統の政策を各院に実行させることができるわけでもなく、これまで院際調停権を行使して問題解決がなされるということはなかった。通常であれば、総統は政党の党首を兼ねていることがほとんどであり、政党への影響力を通じて政策を実現させるので、わざわざ院際調停権を持ちだす必要はない。また、争議が起こった際にこれを使用するとしても、総統の中立性、超然性を前提として設定されている院際調停権は、現在の半大統領制の政治制度に合っているとは言い難い（呂、顔 2023）。

4.2 司法による政治問題の解決

国会改革関連法案は、立法院での強行採決を経た後、これに納得しない与党側が司法院大法官の違憲審査を請求したことにより、司法による解決が図られることとなった。このような状況は「政治の司法化」と呼ばれる。「政治の司法化」とは道徳的なジレンマ、公共政策の課題、政治的論争といった核心的な問題を解決するために、裁判所や司法的手段に依存する動きがますます加速する現象であり、昨今では、同性婚、選挙資金規制、アフーマティブ・アクションなど、議論を巻き起こす重要な問題に関する画期的な裁判所判決がしばしばニュースになっている（Hirschl 2006:721）。

台湾においても、政治的な課題を解決する重要な判決が司法院大法官によって示されたことがこれまで何度もあった。例えば、2017年に出された釈字第748号「同性の二人による婚姻の自由に関する憲法解釈」では、同性婚を民法が認めていないのは憲法違反であるという判断が示され、2019年に台湾はアジアで初めて同性婚が合法化されることとなった。

違憲審査は多くの民主主義国家において採り入れられているものであるが、その形式については付随的違憲審査と抽象的違憲審査の2種類に大別される。付随的違憲審査とは、具体的な事件に関する訴訟に付随してそれに関係する法令が合憲かどうかを審査することができる方式であり、日本はこのやり方を採用している。一方、台湾で採用されているのは、抽象的違憲審査であり、具体的な事件が起こってなくても抽象的に法令の合憲性を審査することができる。そのため、今回の国会改革関連法案についても、法案が成立した時点ですぐさま違憲審査に持ち込むことが可能なのである。

総統・頼清徳、行政院、立法委員民進黨党団は憲法解釈と仮処分を申し立て、7月19日、憲法法院は関係する法令の一時凍結を決定した。その後、8月6日に弁論が開かれ、10月25日に判決がくだされた。その違憲審査の結果は対象となった条文の多くで一部違憲というものであった⁶⁾。「国情報告」において罰則を科すことや聴聞会への出席や証言の強制は違憲とされた。また、立法院の調査権は「法

律案、予算案等の憲法上の職権行使に関わる特定議案との重大な関連性」がある事項に限定されることとなった。このような判断の前提となっているのは議会と政府の権力関係のバランスを保つ思想であり、議会は政府を監視する権限を持つが、罰則を科すような権限は認められず、政治的対立は選挙など民主的な方法で解決すべきだということである（平井2024）。

法案修正プロセスについては、「その立法手続きには瑕疵があるものの、全体的に見て、憲法が求める公開性、透明性、および議論の原則に完全に背いており、法律成立の基盤や効力を根本的に損なうものとはまでは言い難い。この点において、上記の法律は立法手続きの瑕疵によって憲法に抵触するものではない。ただし、上記の法律の立法手続きが民意や期待に合致しているか否かについては、関連する民主的な手続きの中で、国民が民主的な責任追及を通じて判断すべきである。」としている。すわなち、青島行動においては、今回の国会改革案の審議において、民主主義のプロセスが守られていないことが台湾の民主主義を破壊するものだと大きく問題視されたが、この点については、手続きにおいて問題があるものの違憲とまでは言えないという判断である。

この問題は一旦司法を通じて解決されることとなったが、このことは憲法法院そのものが政治問題化するというその後の展開につながっていく。司法院大法官人事は、総統が指名した後に立法院の同意が必要である。本稿では詳しく論じないが、この人事をめぐる政治的対立が起き、また新たな人員の補充ができないことで違憲審査の制度が機能停止する可能性をみせている。

4.3 社会運動

「二重の正統性」に起因する政治の停滞という問題への対処として、もう1つ挙げておかなければならないのは、社会運動によって政策の変更を促すという方法である。McAdam (1982) がいうように、社会運動とは排除された集団が、制度化されてい

ない手段を通じて集団的利益を増進するために十分な政治的影響力を動員しようとする合理的な試みである。「二重の正統性」に起因する政治の停滞という問題への対処として、もう1つ挙げておかなければならないのは、社会運動が制度政治の硬直化を打破し、政策変更を促す可能性である。McAdam (1982) が述べるように、社会運動とは、排除された集団が制度化されていない手段を用いて集団的利益を増進するために政治的影響力を動員しようとする合理的な試みである。歴史的に見ても、社会運動は政治変動の重要な要因となってきた。McAdam, Tarrow and Tilly (2001), Wood (2000) が指摘するように、体制移行の過程において社会運動が果たした役割は大きい。しかし、社会運動の意義は権威主義体制から民主主義体制への移行に限定されるものではない。Porta (2013) が論じるように、社会運動は民主主義の定着や再生においても重要な役割を担い得る。

こうした観点から、現在の台湾政治における「二重の正統性」問題を考えると、制度政治の混乱や停滞を打開するために、社会運動が果たしうる役割を見出すことができる。近年の台湾でも、ひまわり運動 (2014年) をはじめとして、社会運動が政府の政策決定に直接影響を与える例が見られる。社会運動は、制度政治の枠外から政治議題を設定し、市民の政治的関与を促進することで、議会制民主主義の機能不全を補完する役割を担い得るのである。

国会改革法案が話題になると、立法院の外では抗議集会が繰り広げられ、危機感を募らせた民衆が多数集結した。この運動は数週間にわたり断続的に行われ、結果的に法案撤回には至らなかったものの、法案が強行採決される前後には多くの民衆がこれに参加し、国内外で大きな注目を集めた。

台湾では社会運動が身近であり、民主化運動が盛り上がりを見せた1980年代には多様なイシューの社会運動が出現し、それらも民主主義への転換を後押ししていった。当時、政治の世界において国民党政府による権威主義体制に対抗していたのは、国民党に属さずに政治活動を行っていた「党外」⁷⁾、そ

6) 憲法法院 113 年憲判字第 9 號判決摘要

<https://cons.judicial.gov.tw/docdata.aspx?fid=77&id=354002> (2024 年 12 月 01 日確認)

7) 台湾では 1949 年から 87 年まで続いた戒厳令によって、新たな政党結成が禁じられていた。そのため、国民党

してその後、党外のメンバーらが結成した民進党であった。そのため、台湾の社会運動団体は民進党と近い関係にあった。この関係に変化が生じるのが、2000年に台湾で初めて起こった政権交代である。それまで共闘していた民進党が執政党となったことで、社会運動団体は活動の方向性を見直す必要に迫られることとなる(何明修 2006)。

2008年に誕生した馬英九政権は統一政府となったが、それに加え立法院における議席の比率からみても国民党が圧倒的多数を占める一党優位になっており、権力のコントロールが効きにくい状況が生まれていた。だが、そのような環境だからこそ、社会運動や政治運動において新世代の担い手たちが登場し、逆説的に民主主義を再定着させた(吳叡人 2012)。この動きがもっとも大きな波となったのが、政府が進めようとしていたサービス貿易協定への反発から生まれたひまわり学生運動であり、このときは政府の方針を撤回させることに成功している。

青島行動は、民主主義的手続きの履行を求めているのに加え、アイデンティティによる動員が行われていた点においても、ひまわり学生運動の状況と共通していた。背景には、中国からの不当な圧力によって台湾の主権が脅かされているという認識があり、中国へ過度に接近することにつながる政策が、特に国民党によって実現されることに対する警戒や反発から、運動において台湾アイデンティティが強調された。

国民党は、従来から民進党の対中政策を批判してきたし、一般的に親中路線であるとみなされてきた。そして、2024年1月の総統選挙後の国民党の行動は、それを再確認させるのに十分なものであった。4月10日、馬英九前総統は北京を訪れ、習近平中国国家主席と2016年以来2度目の会談を実現させた。さらに4月27日には、国会会期中にもかかわらず、傅崐萇を団長とする国民党議員団17人が訪中し、

中国共産党中央政治局常務委員・中国人民政治協商会議主席の王滬寧と会談した⁸⁾。

また、立法院における国民党の動きは共産党の指示を受けたものであるという噂も流れた。それによると、1月の総統選挙・立法委員選挙の結果が出ると間もなく、統一戦線を優位に進めるために立法院、特に議長になると目されていた韓国瑜と国民党立法院党団総召集人の傅崐萇を通じて台湾政治をコントロールせよと習近平が指令を出したというのである。もともとこれは、かつて北京大学で教鞭をとり、後にオーストラリアに亡命した袁紅氷が2月にメディアに語ったものであったが、当初は特に話題になっていわけではなかった。そのニュースがなぜ青島行動の時期に「発掘」されたかという点、そこで述べられていた内容が総統質問権や国会調査権など、国民党と民衆党による実際の行動と見事に一致していたからである⁹⁾。もちろん、袁紅氷が共産党内部の人間から聞いた情報というのは、真偽の程は確認のしようがない。ただ、共産党が国民党など台湾内部の親中派と結託して影響力を行使しようとしている、そして野党は台湾を売ろうとしているという話は、一定のリアリティを持って受け止められ、アイデンティティによる動員へとつながっていくのである。

このように、民主主義と台湾アイデンティティという2つの要素によって動員されているという点は、ひまわり学生運動と基本的に同じであったが、国会改革法案が問題であるという青島行動の主張が、台湾社会において十分に広く共有されたとは言えない。また、総統や行政院が社会運動を応援することに対する批判も出てくる。例えば、頼清徳が青島行動について民主主義の力であると語ったことに対し、これはポピュリズムによる反民主主義であると批判するのである¹⁰⁾。

青島行動は、短期的にみると国会改革関連法案を

に対して批判的な考えを持つ人々は無所属で国政選挙や地方首長の選挙に参加した。彼らは、国民党の外部にあったため党外人士と呼ばれたが、彼らはその後、政党という形はとらないものの1つの政治グループのように活動するようになり、この集団のことを「党外」と呼ぶようになった。

8) 「王滬寧再釋對台善意！會談細節曝光 傅崐萇：希望陸民眾走進台灣」『聯合新聞網』2024年4月27日 <https://udn.com/news/story/7331/7927753> (2024年12月1日確認)。

9) 「袁紅氷2月早警告習指示「佔領台灣立法院的制高點」 矢板明夫：看來是真的」中央廣播電臺 <https://today.line.me/tw/v2/article/x2wqjDw> (2024年12月1日確認)。

10) 林火旺「用民主反民主 頼總統就是範例」 <https://udn.com/news/story/7339/8099509> (『聯合報』2024年7月17日) 2024年12月1日確認。

阻止するという目標を達成することはできなかった。しかし、政治的対立が続くなかで、運動参加者たちが立法委員リコール運動によって直接民主主義を目指すその後の動きへとつなげていく様子も見られる。

これがどのような帰結に至るのかは今後の動向をみていく必要があるが、青島行動と異なりフォーマルな政治制度の内側で展開される運動は、政治社会に対してより直接的な影響力を発揮することが予想される。そのため、野党側はこれに対抗してリコール成立要件を引き上げるため、公職人員選挙罷免法の改正案を混乱の中で成立させた。

5. おわりに

2024年の総統選挙・立法委員選挙の結果を受け、従来のイデオロギー対立を忌避する中間層の支持を集めた民衆党が躍進したことは、二大政党が常に対立してきた台湾政治の大きな変化を予感させるものであった。しかし、現実には民衆党の行動は多くの人の予想とは異なり、国民党に同調するものであった。その結果、以前からあった二大政党の対立に戻りつつある。

執政制度の面からみると、分割政府の場合、総統は実質的に立法権限をほとんど持たないため議会に対して弱く、野党には執政党に協力するインセンティブがほとんど存在しないため、政治的対立は容易には解消しないことが分かる。頼清徳政権誕生直後に出現した国会改革案をめぐる対立と混乱はまさしくそのような構造によって起こったものであり、これが示しているのは台湾の議会制民主主義における制度上の問題点に他ならない。

このように、「二重の正統性」に起因する政治的混乱、停滞を解決するメカニズムとして、行政府／立法府間での制度的解決、政治問題の司法による解決、制度外の形式によって政治に参加し影響を与えようとする社会運動、の3つについてみてきた。そこで明らかになったのは、行政府／立法府間での制度的解決が困難な中で、政治問題の司法による解決や社会運動の役割がより重要な意味を持つようになってきているということである。ただし、頼清徳政権になってから出現したこれらの状況はまだ始まったばかりであり、本稿でも初歩的な分析にとどまって

いる。この先、何らかの要因によって与野党の歩み寄りが生じるのか、国会改革案に対する司法判断とその後の大法官人事の政治問題化がどのような影響をもたらすのか、さらには、大規模リコール運動へとつながっている社会運動の影響力が今後一層強まるのか、それとも限界を露呈するのかなど、今後の展開を踏まえたさらなる考察が求められる。

参考文献

- della Porta, Donatella (2013), *Can Democracy Be Saved?: Participation, Deliberation and Social Movements*, Cambridge, Polity.
- Hirschl, Ran (2006), "The New Constitutionalism and the Judicialization of Pure Politics Worldwide", *Fordham Law Review*, Vol. 75, No. 2, pp. 721-754.
- Linz, Juan J. (1990), "The Perils of Presidentialism," *Journal of Democracy*, 1(1), pp. 51-69.
- Mainwaring, Scott and Matthew Shugart (1997), *Presidentialism and Democracy in Latin America*, San Diego, Cambridge University Press.
- Mayhew, David R. (1991), *Divided We Govern: Party Control, Lawmaking, and Investigations, 1946-1990*, New Haven, Yale University Press.
- McAdam, D. (1982), *Political Process and the Development of Black Insurgency, 1930-1970*, Chicago, University of Chicago press.
- McAdam, Doug, Sydney Tarrow and Charles Tilly (2001), *Dynamics of Contention*, New York and London, Cambridge University Press.
- Wood, Elisabeth Jean (2000), *Forging Democracy from Below: Insurgent Transitions in South Africa and El Salvador*, Cambridge, Cambridge University Press.
- 家永真幸 (2024) 「柯文哲の台湾民衆党と台湾アイデンティティ」『交流』1002号, 1-6頁。
- 小笠原欣幸 (2024) 「2024年台湾総統選挙の分析」『交流』996号, 1-11頁。
- 粕谷祐子 (2010) 「アジアにおける大統領・議会関係の分析枠組み——憲法権限と党派的権力を中心に——」粕谷祐子編著『アジアにおける大統領の比較政治学——

- 憲法構造と政党政治からのアプローチ—』ミネルヴァ書房, 1-37 頁。
- 呉叡人 (2012) (若畑省二訳) 「社会運動, 民主主義の再定着, 国家統合—市民社会と現代台湾における市民的ナショナリズムの再構築 (2008~2010 年)」沼崎一郎, 佐藤幸人編『交錯する台湾社会』アジア経済研究所, 311-366 頁。
- 平井新 (2024) 「司法制度の政治問題化が懸念、台湾政治に危機感 多数派の専制を防ぐはずが、民主主義の不全に」東洋経済オンライン。
<https://toyokeizai.net/articles/-/843028> (2024 年 11 月 28 日確認)。
- 松本充豊 (2010) 「台湾の半大統領制—総統の「強さ」と政党リーダーシップ—」粕谷祐子編著『アジアにおける大統領の比較政治学—憲法構造と政党政治からのアプローチ—』ミネルヴァ書房, 83-111 頁。
- 松本充豊 (2021) 「台湾の執政制度と総統選挙」『日本台湾学会報』第 23 号, 36-52 頁。
- 若林正丈 (2008) 『台湾の政治—中華民国台湾の戦後史』東京大学出版会。
- 何明修 (2006) 『綠色民主: 台湾環境運動的研究』台北, 群學出版社。
- 呂嘉穎, 顏筠展 (2023) 「論總統的院際調解權」『弘光學報』91, 1-18 頁。
- 徐正戎, 呂炳寬 (2002) 「九七憲改後的憲政運作」問題與研究 41 (1), 1-24 頁。